

教員の多忙化解消プロジェクトチーム（第6回） 概要

日時：平成28年10月31日（月）午後3時から午後4時30分まで

場所：愛知県自治センター5階 研修室

【各委員等の発言】

（部活動について）

<風岡委員（豊橋市教育委員会教育政策課事務指導主事）>

- 「外部指導者の活用、資格制の導入」について、外部指導者はボランティアというような位置づけの方が、学校内の職員として新たに学校に入ってくる職員としての位置付けになるのか、その位置づけを明確にしていくことが必要である。また、再任用の教員の方々の勤務の在り方について工夫ができることがあるかは分からないが、再任用教員の活用も考えられるのではないか。
- 「ガイドラインの策定」が掲げられているが、ガイドラインで書かれたことが実行されていくのかどうかは課題となる。守らせるための方策や罰則についても検討していく必要がある。その点については、罰則規定というようなことではなく、学校の努力の評価という観点から考えていければと思う。

<加藤委員（加藤睦雄法律事務所弁護士）>

- 「県による休養日の設定等に関する方針の策定と順守するための仕組みづくり」の最後のところに、「部活動のあり方についての検討会を別途に設置し」とあるが、先延ばしのような気がしてならない。愛知県として、月曜日から金曜日までの一日は、絶対、部活動は休みにする。それから、仮に遠征、試合があったとしても、土日の内の一日は休日とする。実際に市町村でもされているところはあるということなので、愛知県として、最低限、この二つをルールづくりとして述べる。その他については、それを超えるような、休みを増やす場合は、各学校、各市町で、いろいろルールづくりをしていただく。練習時間等については、例えば、部活動のあり方についての検討会等で検討するのもいいかもしれないが、この提言には少なくとも、その二つを入れてはどうか。

<久保田委員（日進市立日進西中学校校長）>

- 「学習指導要領における部活動の位置付けと教員の役割」の一番の最後に、「こうした状況を踏まえ、取組を進めていく必要がある。」とあるが、非常に漠然としているので、「教員が、教科指導に特化できる取組を進めていく必要がある。」としてほしい。
- それから、今もお話しがありましたが、「部活動のあり方について検討会を設置して」という部分は、そんな悠長なことは言っておられない。現実、待たなしの現状を考えると、これをまた29年度に立ち上げると、実質、市町村の方はもう1年遅れるということになってくるので、

是非、県として、今年度中に29年度から市町村の方には是非これで行くという指針を示してほしい。

- また、罰則ではなく成果でという話もあったが、**罰則**ということは学校現場には馴染まない。この骨子案では、協議結果というよりも、言いつばなしのものが羅列されており、**対極の意見が載っている部分もあり、この辺の整合性も含めて確認をしていく必要があるのではないか。**
- 9ページの⑥「部活動に関する学校経営方針への位置付け」、⑦「スポーツ理論に基づいた部活動指導の徹底」は、これは学校が部活動を取り込んでいくことになりかねないので、今の目標としてはいいが、冒頭に「当面は」とか、「短期的には」という言葉がほしい。
- 10ページの⑧「労働者としての尊厳が損なわれないような勤務の在り方」のところに、「**契約書**」とあるが、これを実施することは現実にはそぐわない。これにより、顧問がいなくて部活動が成り立たないという現状が出てくる。「学校教育の一環として行う活動とするのであれば、勤務時間内とし、勤務時間外も指導を希望する教員に対して、スポーツクラブとか、クラブチームに所属するための「**契約書**」を作成し、従事してもらおう。」と修正していただきたい。契約書では、管理や事故も含めた部分で責任が及ぶので、顧問のなり手が減ると考えられ、これについてはいかがなものかと思う。

<齊藤委員（大同特殊鋼株式会社星崎診療所所長）>

- この提言を出して、果たして教員の多忙化が解消されるかなと疑問を持った。我々民間では、とにかく結果につながらないような会議はするなと言われていた。それだけのお金と労力と時間をかけたのだから、最終的に実際の教員の多忙化が解消されて、メンタルヘルス不調が防止できる、あるいは過労死自殺をしないですむという状況にもっていかないといけない。
- 私としては県教育委員会のレベルでもっと強制的に制限を加えて、**罰則は馴染まない**どうのこうののではなくて、**罰則をもって対応する**ということをやすべきではないかと思う。まず、**朝練は禁止**。朝に練習して、子どもの成長あるいは子どもの社会的な人格形成において、あまりいいことはない。朝ごはんをちゃんと食べて、家族で会話することが必要だと思う。
- それから**完全週休2日制**、これは世間的な常識であるし、国の方でもそういう方向が出ている。それから**1週間の部活動時間を最大10時間**、だらだらしても仕方がないという意見は前回の意見でもあった。もし、これらが守られなければ、**県大会の出場は禁止**ということで、県レベルで徹底する。
- こんなことは不可能だと言われるかもしれないが、不可能だと最初から言ってあきらめてしまうのであれば、改革は進まない。会社でもこれをやらなければ会社はつぶれるというのであれば、皆必死になってやる。部活動の場合はいろいろなしがらみが絡んでおり、強引にやれば、当然多くの犠牲が出るが、犠牲を払ってでもやらなければ、このプロジェクトチームの目的が達成できないのであれば、大きく一歩を踏み出すべきだと考える。きちんとした行動目標を持った上で進めるべきである。

<杉浦委員（愛知県立岡崎高等学校校長）>

- 部活動のことがいろいろ話題になっているが、愛知県、愛知県教育委員会が平成25年3月に、アンケート調査やパブリックコメントによる県民の意見等を踏まえたということで、「いきいきあいち スポーツプラン」というものを作っており、その中で、「**運動部活動は、スポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上を図るだけでなく、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教員等との密接な触れ合いの場として大きな意義を有する活動**です。その意義を踏まえ**運動部活動の更なる活性化を図ります。**」と書かれている。一方で、こういう形で、**運動部活動がさらに活性化することも県の目標の一つであるということも踏まえておかないとまずい**と思う。
- **運動部活動の部活動専門指導員は、県立学校の方には、すでにある程度は配置されているが、まだまだ足りない**ということをもう少し書いていただけるとありがたい。
- 県立高等学校ということ言えば、それぞれの競技団体との関わりが多分、小中学校よりも強い。構成員が大学生、あるいは社会人まで及ぶような各競技団体と、高等学校の部活動とが連携しながら、大会の運営、あるいは選手の育成等を国全体のレベルで進めており、**競技団体との関わりに配慮する必要がある**。9ページの⑤で、県教育委員会が中小体連、高体連、競技団体との協議を進めていけるような場を設定することが大切という趣旨で話をしたが、これが即、大会を見直すところまで行くかと言えば、少し違うと思う。
- 部活動の魅力が増していくことは、一方では大切なことであるので、**罰則を科すというような表現には、少し慎重さが必要か**と思う。
- 全国大会、インターハイ等になりますと、長期休業中でないとできない。6月の下旬には各地区の大会等が行われる。そのためには、4月から5月くらいのところで、予選、県大会等が行われる。その申込みは、實際上4月の上中旬となる。**そういうタイムスケジュールの中で動かざるを得ないところで、各学校は難しさを抱えながら部活動を行っている**ので、その辺がうまくいくような方法を考えていただけるとありがたい。

<村委員（江南市教育委員会教育長）>

- 久保田委員もおっしゃったが、8ページの①のところ最後の行の「取組」というのが分かりづらいので、「**こうした状況を踏まえ、部活動のあり方について検討していく。**」というような言葉が妥当かと思う。
- ②の1行目で、「外部指導者の活用を推進し」とあるが、「活用を推進し」では、今現在いる人たちの活用を図っていくという意味合いに取られるので、**外部指導者の増員をしていくという視点を押さえておいていただきたい**。
- そのためには、当然予算化が必要になる。江南市では、今現在、部活動の外部の方が19名おり、一月当たり13,200円で嘱託をしている。月3日で1回あたり2時間程度、単価で言えば、2,200円になる。今後もそういう取組を市としてもケアしていきたいが、予算との兼ね合いがあ

るのでなかなか難しい。県の教育委員会としては、高等学校になるかもしれないが、そういう活用推進のみならず、増員ということをも明記していただきたい。

- ③のところ、罰則規定の話が出ているが、教育活動の一環としての部活動と考えると、そこに罰則というのは、似つかわないのではないかと思う。どういう言葉がいいかは分からないが、方針倒れになってはいけない。先程もご意見のあったペナルティという言葉が必要かもしれないが、罰則というのはどうなのかなと思う。
- 10ページの⑧の、「困難となることを覚悟する」という非常に強い言い方は、「困難となる場合がある」くらいでまとめていただけるといい。
- ⑩の複数顧問制の普及については、副顧問として就任を呼びかけていくだけではなくて、こういう複数顧問制の普及を進めながら、交代で指導できる体制、要するに先生方が複数だから交代で、例えば土曜日は私が出ますね、次の週の土曜日は私が出ますねとか、そういうことも可能ではないか。そういう交替で指導できる体制を整えることが必要ではないか。
- ⑪の手当の改善については、本当に提言の中に、手当を改善するということが含まれているのか。手当を増やしていくというのは、もらえる人にとってはありがたいとは思いますが、これが一人歩きしていくと、お金を出すから顧問をもって、というニュアンスにもなるわけで、本当にこれを提言の中に組み込んでいくのがいいのか。当面としては分からなくもないが、これが多忙解消の一助にはなるのかと考えると、少し疑問が残る。
- 今まで4時間以上で支払われていた特業が2時間でも支払われるということになると、その分だけ少しでも時間的に制約しようか、ということもあるかもしれないが、根本的には手当改善が多忙解消につながっていくのかと考えると、どうなのかなと思う。

<木岡委員（名城大学大学院大学・学校づくり研究科教授）>

- このプロジェクトで、ルールそのものを提言していくのか、検討すべき視点を提言することを主たる役割とするのかという点で、この先の議論の方向も変わってくるかと思う。
- ルールをつくっても、それが遵守されていないのであれば、いったいどこに手を打てばいいのかということが問題である。処罰の話も出たが、監督権は市町村教育委員会にあり、各市町村のお考えもあるかと思う。むしろ、一定のガイドライン的なものを県が示すことによって、それに準拠したものが各市町村で検討されていくという流れ図が必要ではないか。
- ⑤の各団体との協議については、先ほど杉浦委員がおっしゃったように、高校と中学校との差は大きいと思う。特に、全国大会の問題については昔議論されたことがあり、全廃で動こうとしたところで東京オリンピックが始まって、そのために全廃論が霧散してしまったという経緯がある。それがまた、今後繰り返されていくような流れでもあるわけで、この点は強く国に対して県教委が改めて問題提起し、その調整を図っていく必要が不可欠である。
- ⑥の学校経営方針への位置付けは必要なことではあるが、先ほど久保田委員がおっしゃったように、まず、「当面は」というところに比重を置いて、段階的な目標を設定すべきである。

- ⑦は県教委がやれるというよりは、国の施策であったり各教員養成系大学の問題であるわけで、考え方としては必要なことかと思うが、実効性という点ではあまり期待できない。
- 重要なのは⑧である。⑧でいかに労働者としての基本的な条件が担保されるのか、これは斉藤委員が当初からおっしゃっていたところに一番結びつくところだと思う。契約書の問題についても、それによって形式的に当事者を縛ってしまうという問題や、必要な顧問数を確保できないという問題も派生する。この問題については、各学校単位ではなくて、県教委あるいは市町村教委における部活動の位置付けの問題であり、改めて県教委、市町村教委それぞれの縦割り行政をどう見直し、相互に教育行政を展開されようとするのが問われるのではないか。
- ⑩については、先ほど村委員が交代制ということをおっしゃったが、子どもたちは毎回参加ということであれば、子どもへの悪影響、部活動が過重に体力、気力を消耗させてしまっているという問題についても考えていく必要があるかと思う。
- 手当については、私が申しあげた意見であるわけだが、その主旨は多忙自体の解消よりは多忙感の解消につながるのかということである。今のあまりにも低い手当の中で、なおかつ無理やり顧問を引き受けている人には、本当に強いやらされ感が生まれていて、その解消にはなるのかと思う。確かに抜本的な解消にはならないと思うが、4時間よりは2時間の方がいいと思う。
- 長期的な部活動の切り離しの検討については、愛知県としてはこう考えているという提言にはなるにしても、このロジックの提言として位置付くものかどうかというのは、さらに吟味が必要かと思う。

(提言(骨子)全体について)

<加藤委員>

- 12ページ(1)の最初、「長時間労働の在り方の見直し」というところで、「月45時間、または60時間以内」という表現は不十分で、時間外勤務は労働基準法に準じて、あくまでも1か月45時間以内を原則とする。60時間を超えた教員については、校長等管理職が、事情聴取する。改善されないような場合には、市町村教委、あるいは、県教委が管理職を呼んで、どういう事情なのかということを確認し、さらにそれが改善されないような場合には、内部統制が不十分だということを理由に、管理職に対し懲戒処分等を検討してもいいのではないか。そのような実効性を求めてはどうか。
- 6ページの③「学校ではなく市町村教育委員会で管理していく」の箇所を、「学校ではなく市町村ないし市町村教育委員会で管理していく」としてはどうか。教育委員会では人材等が手薄な面がある。

<久保田委員>

- 現場を預かる校長としては、時間的な数値目標だけが提言等で設定されても、人・物・金等、具体的な施策がない状態では実現は難しい。現状では、部活も含めて、教科指導はもとより、様々

な事務業務や突発的な生徒指導等、人が人を育てる学校現場では、民間のように工業製品等を作るように効率、能率という部分では測れない部分がある。

- まず、具体的施策と一緒に数値目標が出るのであればいいが、先に数値目標が出て、あとは啓発に近いタイムマネジメントというものだけでいけば、さらに現場はより苦しくなると考える。
- あと1点、民間のような時間外勤務手当、残業手当のようなものについては、逆に多忙化、勤務時間外をなくそうとしている今回のPTにとっては、方向性としては逆ではないかと、自分としては強く思う。

<木岡委員>

- 先ほどの45時間という問題であるが、じゃあ最大で何時間かという目標値をここで具体的に挙げて、それに沿って考えていくべきなのか。それとも、それは当たり前なので、今100時間を超えているのは異常なんだという指摘にとどめるのか、どちらがよろしいとお考えか。

<久保田委員>

- 例えば、部活動の外部顧問を、29年度、30年度から県内で段階的に大量に導入し、部活が取れば、中学校は45時間、60時間も現実味をおびるが、それが無い状態では、現実としては難しいと考える。教員の本来業務でない部活動を自粛していくような、世論形成のような大きなうねりが必要かと思う。
- その点で言えば、県民、保護者の方にも、教員が多忙であるということを理解してもらうような働きかけを県にしていいただければと思う。

<加藤委員>

- 本来、学校の先生というのは、我々弁護士と同じ、あるいは裁判官等と同じで、職務を時間で、勤務時間で拘束するっていうのは、本当はおかしい。本来は、久保田委員も、杉浦委員もずっと言っておられるが、学校の先生というのは、各子どものためにどうしたらいいのか、どうやって勉強を教えるといいのかっていうのが一番の本当に仕事で、それは時間で管理できるわけがない。
- 学校にいる時間が長過ぎるのが問題で、私としては、学校にいる時間を最低月45時間にしようっていうような提言はどうかと思う。そうすると今度は、成績なんか付けるのは家でとってしまうから、自己矛盾なのかもしれないが、外形的な部分では少なくとも歯止めをかけるということが必要ではないかと思う。

<杉浦委員>

- 教員の担う職務がとにかく増えている中で、授業後に行う部活動について焦点化するような形で話が進んでいるが、まずは、やはり教員が担うべき職務として、これはしなくても済みそうではないかという業務を減らしていただくということ。具体的に言うと、12ページ、13ページの中に、例えば、県教育委員会から、例えば県立学校や市町村に指示している報告等の業務量を、例えば半分に減らすとかですね、そういう具体的な目標を立てていただけると、非常に学校とし

てはいろんなことを受けやすくなると思う。なんとかして総量も減らすことも提言の中に組み込んでいかないと、部活動のところだけで時間外時間、勤務時間をコントロールしようというのは無理があると思う。

<村委員>

- 先程の45時間、60時間と問題であるが、今ざっと計算すると、部活動を週4日とて、部活動をやってから若干自分の雑務をやるとして、1日3時間学校にいるとすると、それで3H×4日で12時間。土曜日は4時間の活動をしようとする、12+4で16時間。4週あると16H×4で64時間くらいになる。だから、現実の問題から考えても45時間というのは絵に描いた餅になるのではないかと思われる。
- ただ、労基法に45時間という数字があるのであれば、60時間にするのもどうだろうか。最低80時間、100時間という時間を超えないようにしていくのが、現実的には、部活動を教育活動の一環として位置付けていくのならばやむをえないかなという気がする。45時間か60時間かという議論はなかなか難しいので、問題になっている80時間超えとか100時間超えとかいう、教員を守っていくと同時に、先程木岡委員が言われたように子供たちの健康を守っていくという立場から、そういうような意味合いの目標としてはどうかと思う。
- 12ページに県としての取組、重点的対策が載っているが、すぐにでも着手できるものと中長期的な展望に立ったもの、中長期的にはこういう方向も考えていかなければいけないんだというまとめ方にさせていただくとよい。
- 13ページは市町村の役割ですので、私は直接関わってくるが、人の配置の中でスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門スタッフの拡充と書かれている。今、スクールカウンセラーは県の事業で行われている。スクールソーシャルワーカーについては県の補助を受けながらであるが、当然市が配置していくことになっていくと思う。あるいは、支援員や補助教員を配置し、先生方の負担を少しでも減らしていくというような対応は、市町村として人の配置で進めていくことになると思う。
- 部活動指導員については、国の施策を見ると、一人でも引率・指導ができる指導員を制度化するということが書かれていたので、できれば本当にこういう人が一人でも二人でも出てきてくださることによって、教員の部活動に対する指導が軽減されると思う。

<木岡委員>

- 重点検討項目という見出しを出すのであれば、今年度中、あるいは短期的に、長期的に少なくとも3段階に分けた時間、スケジュールを含めた形でこの重点項目が出されるべきである。また、それぞれの立場、権限の中で実行できることにきちんと重点化されて示されるべきである。

<風岡委員>

- 県教育委員会・市町村教育委員会・学校、それぞれの役割を踏まえた改革工程表みたいなもの

を県でまとめていただくと、それを見れば、どの段階でどのように取り組んでいくのかということが、ある程度時系列で分かるのではないかと。

- 市町村の教育委員会、それから学校にどのように取り組んでもらうかという観点から言えば、学校マネジメントの取組が、その制度の設計とは別に重要な点があると思う。そうした観点からすれば、学校評価での評価項目の位置付けということがあるが、**学校評価、自己評価の中でどのように取り組んでいくのか**。さらには、教職員以外の外部の方々や保護者の方々にどのような教員の勤務についての認識があるかという点からすれば、学校に関わる関係者の方々に教員の勤務実態について、あるいは教員の多忙化解消という観点からの意識の共有と、更には一緒になってどのように考えていくのかという観点から、**学校関係者評価の充実ということも非常に有効な手段になるのではないかと**思う。
- 学校関係者評価ということでは、**学校と地域と家庭が一緒になって教員の負担軽減等について議論する場が必要である**。そういった場を使いながら、共有しながらお互いに何ができるか、家庭、地域で何ができるかを考えていく中で、教員が専念する業務、或いは教員としてしなければならない教育活動への関わりについて、意識共有していければと思う。
- 教員の業務が非常に多忙になってきているということは認識されてきていると思うが、教育活動だけではなくて、**福祉の分野にまで教員が関わらなければならないという現状から考えると、福祉の分野への関わりについても、整理をして任せるところは専門家に任せるという考え方も必要と考える**。また、行政部局とも連携した、この多忙化解消についての議論は必要だと思う。
- 県内で様々な多忙化解消の取り組みがこれまでも行われてきていることは、県教委の調査にもあったが、そうしたことが他の市町村や、学校の方まで届いていないという現状がある。**学校現場の教職員にも、他地区や、他市町村でどのようなことが行われているのかを知らせていく好事例の周知や啓発ということが必要ではないか**。
- 県の教育委員会として、できれば、**多忙化解消という観点、あるいは業務改善という観点からの調査研究を積極的に進めていただいて、好事例を作っていただく**。さらには、その好事例を県下全域に広げていただくような取り組みをしていただければと思う。国の方も業務改善ということでは、その取り組みについて予算をつけていこうという方向性であるので、ぜひ、国と連携しながら、愛知県としても好事例を作っていく調査研究に取り組んでいただければと思う。

<齊藤委員>

- 13ページの上の方に、「労働安全基準法に基づく・・・」でとってつけたようにここに突然労働安全衛生法が出てくるが、もしやるのであれば、**全体の労働基準法、労働安全衛生法が適用できる方向にもっていくべき**である。国立大学や国立の様々な機関が独立行政法人化して、事態がかなり大きく変わっているという現状がある。労働安全衛生法が適用されて、結果的には様々な労働条件、あるいは労働環境が改善されたという事実があるので、そういう方向を大きくとっていただきたい。

- もう一つは、私はメンタルヘルス教育では常に言うのであるが、まず自分のメンタルヘルスを考えると。これは色々な状況、話等を伺っていると、**教員が自分のメンタルヘルスを大切にできないような雰囲気、あるいは制度というのが蔓延しているのではないかな**という気がする。突き詰めると、言葉は非常に悪いが、問題になっているブラック企業と同じなんです。国全体でブラック企業を作っていると、言葉が大げさで申し訳ないが、そんな気がしている。
- 今、**企業の中ではいわゆる「健康経営」と**いって、できるだけ健康で働いてもらうことが最終的にはパフォーマンスが上がる。そのためには、やはり自主性・主体性を大切にするという方向性にもっていくと。すぐにはできないかもしれないが、そういう「健康経営」的な考え方、国も県も市町村も、教員一人ひとりを大切にすると。同時に、教員一人ひとりも自分のメンタルヘルスがきちんと維持できるような雰囲気、**具体的に言えば部活の顧問をやる、やらないも自主的に決められるような雰囲気を作る**方向に行っていたらと思う。

<久保田委員>

- 教員がしなくてよい業務に対する人間的な手当がない限りは、いくら学校マネジメントやタイムマネジメントの取組を行っても、実効性という部分では、ほとんど成果が上がってこない状態で終わるのではないかと危惧する。
- 理想論かもしれないが、**長期**ということでの人的配置の目標を掲げておいて、必ずそれに向かってある程度の年数をかけて到達するという、ロードマップ、工程表を示すべきである。
- また、12ページの重点のところ、「部活動の指導方法に関する研修の充実」とあり、これは「部活動指導者研修会」のことを言っていると思うが、**勤務時間外の部活動自体が本来業務ではないと思っているので、その充実となるとさらに多忙化が進んでしまう。よって削除してほしい。**
- 県教委の取組で、「長時間労働の在り方の見直し」の部分の最後の所でよいので、「**県民・保護者の意識の変革**」を進めるため、「**気運の醸成**」というような文言を加えて欲しい。

<杉浦委員>

- **教育目標、業務改善目標、あるいは学校経営目標**というような言葉があって、言葉の使い方について、気になるところがある。教育目標とともに業務改善目標という、並列なのはいかがなものか。
- 「**地域の実情に応じた連携体制の構築による業務の削減**」について、連携体制を維持向上させていくには、非常に多くの苦勞を要するので、「**誰が**」ということに対して何の保証もないままであると、業務の削減にいたる前の連携体制の構築にいたるところで、疲弊してしまうようなことが起こりかねない。「**誰が**」という部分も含めて、手当をしていただくことが必要である。

<木岡委員>

- 1ページ目の「取組の趣旨」について、**最も大きな問題はやはり教員不足であり、教職員定数**

改善がなされないということを取り上げるべきである。

- (2) に労基法や労働安全衛生法での規定内容を入れるべきであり、それに対して、現状は大きく逸脱している、あるいはその危惧が非常に強いということに触れるべきである。また、(3) には任命権者も入れるべきである。
- 「多忙化の現状と要因」の(2)で、欧米諸外国があまり勤務時間問題を抱えていないことの原因の一つは、ワークシェアリングが発達しているであるが、もう一つ加えると、日本ではあまり馴染んでいない労働契約がはっきりしているからである。教員は授業時数で契約し、それ以外の業務については特記事項を抜きには課されないという仕組みになっており、そこが日本との大きな違いである。日本の教員契約、教員雇用の問題としても問われることである。
- (5) で小学校の問題について書かれているが、その更なる背景には産休育休、あるいは時短によって、非常勤の比率が上がってきていることがある。この問題は、もうそろそろ中学校に波及してきていると思うが、最近の産休、育休、時短による任用の実態についても触れるべきである。
- 学校マネジメントに期待していくには、もう少し体系的な研修ということが不可欠である。今、京都府は抜本的な研修の見直しに入っていて、特にマネジメントを初任期から位置づけようと動いているが、そのことを愛知県としてはどう考えるのかが問われる。
- 6ページの③のポイントは、学校に下ろしてしまっている個々の業務を、まず市町村レベル、設置者レベルで集約できないのかという問題であるが、特に、学校給食費が問題に上がっている理由は、未納問題である。その給食費に代表されるような徴収金未納の実態についても、どこかで触れるべきである。
- ④の事務の共同実施については、中学校区単位で地域マネジメントを展開できるだけの当事者能力を持ったものに育て上げていくための視点が不可欠である。④を推進する前提は⑤であるが、各校で事務職員の業務の位置づけのバラツキがあり、しかも、最近の採用者数が急増していて、その事務処理能力についてもいろいろと問題が指摘されているところである。共同実施が平準化を目指すものなのか、あるいは個々の学校の事務処理の適正化をサポートするものなのかという位置づけが、県として実施2年目でまだまだあいまいなところがあり、この点の明確化が必要である。
- 9ページの④の市町村教育委員会のガイドラインについても、まずは県教委が大綱的なガイドラインを作り、それを基に各市町村教育委員会が考えていけるような仕組みが必要であり、もう一方で、県立学校に対するガイドラインを明確に作る必要がある。
- 12ページの「人の配置」のところ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性の拡充について、スクールカウンセラーには拡充という言葉が当たると思うが、量的な増だけではなく、質的な増が必要である。必ずしも臨床心理士だけがスクールカウンセラーをやっているわけではなく、さらに相談室にこもったまま、何の相談活動もしないで1日いるようなケースを、私もいくつも見てきたので、補充はしているが多忙化の支援スタッフにはなりきれ

ていない現実の指摘が必要である。

- **スクールソーシャルワーカーについては、県としては配置されていないわけで、このことを同列に書くのは問題か**と思う。先程、学校現場に福祉にまで問題が波及してきているという指摘があったように、スクールソーシャルワーカーが必要だということについて、県としても十分に認識される必要がある。
- スクールソーシャルワーカーも基礎資格は多様で、実態的には退職教員がそれを担っていることも多く、退職教員が担った場合に、クライアントの側からすると、教員二人から攻められているような感じがするというような感想を聞いている。**正規の社会福祉士の資格を持った人を中心に任用し、その人を核としたチーム学校の体制づくりということが不可欠である。**
- 次の「教員の資質向上」のところでは、管理職対象でしかマネジメント研修の必要性を認識されていないようであるが、**初任者から体系的なマネジメント研修の必要性ということをもっと出される必要がある**。新しい指導要領では、カリキュラムマネジメントなどという非常にハードルの高いことを言い始めているので、それとうまく整合できるような研修体系が必要である。

<久保田委員>

- 全体に、**文末表現の「検討」とか「充実」とかいうファジーな表現や、来年に「あり方会議を設置」等の、先に延ばすような文章は極力避けていただきたい**。提言なので、「実施」と書いてあっても、県としては無理なこともあるかもしれないが、このPTの段階で「検討」としておくと間延びしてしまうので、上手に「**実施**」等、強い体言止めにしていただければと思う。

<木岡委員>

- 私が各地でマネジメント研修をする時の禁句として、この「検討」「推進」「充実」といった言葉上げて、これはごまかすには便利な言葉だけれども、具体化を図るには何もないということを申し上げている。私がプロジェクトリーダーをやる提言には、そういう禁句だらけになるようなことはぜひ避けていただきたい。

【今後の進め方】

<木岡委員>

- 本日、皆様からいただいた御意見が整理された提言案については、後日、事務局から文書で意見照会がなされると聞いている。次回は、委員の皆様からの御意見や県民の皆様から寄せられた御意見を踏まえながら、提言案についての最終的な確認、ないしは修正を行い、本プロジェクトチームとしての提言を、この段階ではまだ案にとどまるかと私は思うが、そのとりまとめを行いたい。